

平成27年3月19日

受注者の皆様へ

北海道オホーツク総合振興局産業振興部調整課長

工事請負契約に係る中間前払金制度の活用の拡大について

工事請負契約に係る中間前払金制度については、平成11年の地方自治法施行令及び地方自治法施行規則の一部改正により制定され、道においては、平成11年2月から導入しています。

現在、工事請負契約の契約締結時に支払う10分の4の範囲内の前払金については、概ね活用されているところですが、工期の半分以上を超えた時点で支払う10分の2の範囲内の中間前払金制度については、その利用件数割合が低迷しているところです。

工事請負契約の中間前払金制度は、多額の工事材料等の調達や人件費を必要とする工事の円滑な遂行と契約の相手方の健全な経営を支えるため、国が創設した規定に基づく制度であり、「地域経済の好循環につなげるための推進方針」において、公共事業等の円滑な執行として、中間前金払に係る制度の周知徹底、積極的な活用及びその代金の早期支払について努めることとされているところです。

こうしたことから、道では、中間前払金の円滑な支払に努めるほか、中間前払金制度の活用の拡大に取り組んでいますので、積極的な活用をお願いします。

(契約係)